

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成29年10月2日(月) 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後3時31分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修  
副委員長 渡辺 淳也  
委員 前島 茂松 浅川 力三 河西 敏郎 山田 一功  
永井 学 上田 仁 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎  
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部次長 廣瀬 久文  
森林環境部技監 島田 欣也  
森林環境総務課長 桐林 雅樹 大気水質保全課長 古屋 敏彦  
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 村山 力  
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 山田 秋津  
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明  
県土整備部次長 中澤 和樹 県土整備部技監 丹澤 彦一  
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 山下 雄康  
県土整備総務課長 小澤 浩 景観づくり推進室長 山本 修  
建設業対策室長 小倉 良二 用地課長 大野 健  
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎  
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 雨宮 一彦  
治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正 都市計画課長 丸山 裕司  
下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻  
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

### 議題 (付託案件)

- 第60号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第63号 平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第64号 平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

第65号 契約締結の件

第66号 契約締結の件

請願第29-7号 道路財特法の特別措置の継続に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第29-7号については採択すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順により行うこととし、午前10時03分から午前11時13分まで森林環境部関係、午後1時から午後3時31分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(不適正処理産業廃棄物対策費について)

浅川委員 森の2ページの北杜市須玉町における産業廃棄物の不適正処理について何点かお伺いします。8月下旬に委員会で現地調査もしたところでございますが、先般、検討委員会で代執行の方法が決まったと伺いましたので、代執行の工法の制度上の考え方についてお伺いします。県は原因者に対して全量撤去を命じたと承知しておりますが、そもそも行政代執行とは原因者が命令に従わない場合、県がかかって原因者に命じた内容を実施するものではないかと思いますが、今回、県が決定した工法が全量撤去ではないのはなぜでしょうか。

村松環境整備課長 行政代執行の制度上の考え方ということでございますが、廃棄物処理法によりますと、原因者が命令に従わない場合、知事は生活環境保全上の支障除去等の措置の全部または一部を講ずることができるとされておりまして、必ずしも原因者に命じたとおりの内容をそのまま原因者にかかって実施するというものではございません。行政代執行をどのような形で実施するかにつきましては、個々の事案ごとに支障の状況等を総合勘案し、判断することとされているところでございます。

浅川委員 現場で措置を講ずることについてお伺いします。地域住民の中には、県が行政代執行による全量撤去することを期待する声があったと聞いております。先般、県が決定した対策工事の工法が、現場において措置を講ずるものとなった理由をお伺いします。

村松環境整備課長 本事案につきましては、廃棄物の内部で高濃度の硫化水素が発生していることから、生活環境保全上の支障が生じる恐れがあるということで措置命令を発したもので

ございます。こうしたことを踏まえ、県におきましては行政代執行を前提に、硫化水素対策の専門家などで構成いたします検討会議を設置し、硫化水素の発生状況等の現場の状況を踏まえ、こうした支障が生じる恐れを取り除き、地域の安全を確保する上で必要な対策について検討を進めてきたところでございます。

その結果、検討会議からは、高濃度の硫化水素ガスは廃棄物の内部の深いところにとどまっており、現場において廃棄物の崩落防止等の対策を講じることにより地域の安全確保を図ることが可能であるという御意見をいただきました。こうした意見を踏まえ、現場において必要な対策を講じることとしたところでございます。

浅川委員 2つの方法の中で、セメント安定化、セメントで固める工法に決まったようですが、この産業廃棄物にセメントを混ぜて固めるセメント安定化の工法に決定した理由をお伺いします。

村松環境整備課長 検討委員会からは、具体的な対策の工法としまして、通気管を設置して、廃棄物の内部の環境の改善を図る分解安定化という名称を付けた方法と、ただいま委員御指摘のございましたセメント安定化という2つの工法を提案いただいたところでございます。このうち、セメント安定化につきましては、廃棄物にセメントを混ぜて固めることにより、廃棄物の発生が速やかに抑制されるということと、廃棄物からの硫化水素ガスの漏出についても防止されるということの二重の安全が確保されるということで、このセメント安定化による対策工事が最善であると判断したところでございます。

浅川委員 8月28日に委員会で現地調査をしたときにも大変悪臭がしておりまして、それから1日あのおいごが体の中にしみ込んでいるように感じる状態もあったわけでありまして。7月7日の住民説明会の際、私も出席しておりましたけど、台の上のほうの住民から、窓も開けられないようなときもあるということをお伺いしたわけでありまして、今回決定したセメント安定化により、悪臭への対応も大丈夫ですか。

村松環境整備課長 今回の工法の検討に当たりましては、幾つか検討の視点というものを設定させていただいたところでございますが、そのうちの1つといたしまして、この硫化水素ガスに起因した悪臭についても、何らかの対策を講じる必要があるということで検討をお願いしたところでございます。先ほども申し上げましたとおり、セメントで固めることによりまして、一つは硫化水素の発生自体が抑制されるということ。固まってしまふことから、内部からのガスの漏れ出しについても防止されるということにして、悪臭についても改善が図られると考えているところでございます。

浅川委員 このことについて地域住民も、また、農家の方々も大変心配しているわけでありまして、決定したこのセメント工法について、地域住民へはどのように説明しているのかお伺いします。

村松環境整備課長 今回の工法の決定に当たりましては、地域の皆様方への説明が欠かせないと考えておりまして、北杜市とも相談をいたしまして、先月、9月7日に現場周辺の5つの

地区の住民の皆様方を対象に説明会を開催いたしまして、当日は約50人ほどの方々に御出席をいただいたところでございます。説明会では、検討委員会の取りまとめに基づき、先ほど御答弁をいたしましたような内容で、現場において対策を講じることにより、地域の安全確保が図られることなどについて説明をしたところでございます。

浅川委員 今回、調査費ということで約5,000万円近い予算が計上されているわけですが、本体の工事に入る際には、予算の財源は、県の予算なのか、国から補助等があるのか。その辺についてはどのように計画をしているんですか。

村松環境整備課長 まず、そもそもどこがこの事業費について準備をするかということですが、県が行政代執行で対策工事を行うこととなりますので、工事費等についてはしかるべき時期に県予算の計上をお願いしてまいりたいと考えております。また、財源については、廃棄物処理法では、環境大臣が指定する機関を通じて、行政代執行を実施する都道府県等への支援を行うこととされており、具体的に申し上げますと、大臣指定を受けている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に設置されております基金を通じて、対象事業費の7割以内の支援を受けることができるとされているところでございます。

浅川委員 7割ということは、残り3割が県民の税金から支払われるような形になるわけですが、こうした行政代執行のために要した経費等は、原因者らが負担すべきものと考えますが、この点についてはどのようにこれから対応していくのかお伺いします。

村松環境整備課長 廃棄物処理法におきまして、県が行政代執行で措置を講じた場合、当該措置に要した費用については原因者らに負担させることができるとされておりますので、今後、県が行政代執行で対策工事を行った場合には、工事費や調査費も含め、これらの経費について当然、原因者らに求償していく考えでございます。

浅川委員 原因者に対して、これから県としてはどのような指導を行っていくのか、その対応についてお伺いします。

村松環境整備課長 今回、硫化水素という生命の危険も危惧されるガスが発生しているということで、原因者らに対し、撤去作業に着手する前にあらかじめ安全対策等を考慮した撤去計画書を県へ提出して、県の確認を得た上で作業に着手するよう指示をしております。これまで再三にわたり、撤去計画書の提出を督促してきたところでございます。

直近で申し上げますと、8月にも廃棄物処理法に基づく報告書の提出を求めているところでございますが、依然として撤去の前提となる適正かつ有効な計画書が提出されない状況でございます。原因者らに対しましては引き続き、強く命令の履行を求めてまいりたいと考えております。

浅川委員 最後に、部長の心意気を聞かせていただきたいと思います。市も、それから地域住民も、このことは長い経過の中で大変鬱憤もたまっております。今回、行政代執行という先が見えるような状態になってきたことに若干は安堵しております。

が、一刻も早く執行をしていただきたいと思いますので、このことについて部長のほうから心意気というか、考え方をお聞きして質問を終わります。

保坂森林環境部長 第一義的には、こうした事態を生じさせました原因者が、県の命令に従い責任を持って速やかに撤去すべきものだと考えておりますので、引き続き原因者に対して全量撤去命令を履行するよう繰り返し指導してまいりたいと考えています。

これと並行いたしまして、原因者による対応等が行われない場合、できる限り速やかに代執行に着手できるように、県としましてもさまざまな準備を今後していきたいと考えております。

山田委員 同じ問題です。森の2ですね。予算説明の委員会のときに説明を受けたかもしれないのですが、ちょっと記憶が定かでないです。この不法投棄防止対策事業費の当初予算の2,000万円は、この北杜の問題のために計上していたのかどうか確認します。

村松環境整備課長 既定予算額の約2,000万円でございますが、これは通常の不法投棄防止対策に要する経費でございます。内容といたしますと、県下の4つの林務環境事務所に設置しております廃棄物対策協議会などに要する経費でございますので、今回お願いをしておりますこの代執行の関係のものは含まれておりません。

山田委員 そうすると、今回の補正額の4,800万円については、この北杜の事案のものだけという理解をしていいですか。

村松環境整備課長 そのとおりでございます。

山田委員 これはまだ調査費ということでそのまま繰越明許費として来年度に繰り越されるわけですが、実際に対策工事が行われる時期は、おおよそいつごろになるんですか。

村松環境整備課長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、今回、工法を決定いたしまして、今後、具体的にどのような形で実施するかということで、今回お願いしております補正予算により実施設計を行わせていただきたいと思いますということでございます。この実施設計につきましては、おおむね来年度の当初までかかるのではないかとということで、繰越明許費をお願いしておりますが、今後、この実施設計の検討内容に基づき、対策工事予算の計上をはじめとして、さまざま準備を行っていかうと考えております。ということで、現時点では具体的にいつということとはなかなか申し上げられないところでございますけれども、いずれにいたしましても、速やかに対策工事に着手できるような形で対応してまいりたいということでございます。

山田委員 実際に代執行して、相手に求償する、それがいつ工事を行うのか、2年先か1年先なのかわかりません。そのようにやっていって最終的に求償権をこちらが行使しても、それに対して相手が応じなければ、今、部長がさまざまな準備していくとおっしゃったけれど、今までの過去の経歴からいって、原因者が払わないことが想定されてくるわけですから、それに対してやはり、原因者の資産、負債をきちんと調べてあるのか。

最終的に法人に請求するのか、あるいは法人の責任役員たる個人に最終的に請求するのか、その個人の資産まで調査をして、法的にがんじがらめにしていけないと、単なる紙切れ1枚を幾ら通知したって、また県費がふえていく話になるのですから、その辺についての見通しと、さらにその先のことをお聞きしたいと思います。

村松環境整備課長 先ほど、行政代執行にかかった経費の原因者に対する求償ということで御答弁させていただきましたけれども、この費用の徴収につきましては、廃棄物処理法の中で国税の滞納処分の例により実施できるということとされておりまして、今、委員から御指摘のあったような、求償に応じないというような場合におきましては、差し押さえ等を含めて対応していくことになるかと考えております。

また、財産、資産の状況についてでありますけれども、現時点においてはまだ具体的な債権が発生しておりませんので、根拠をもって資産調査ができる状況ではないということでございます。

山田委員 国税の滞納処分と同様というところを説明していただきたいのですが、基本的に国税というのは法人であれば法人所得税としての国税という意味合いがあって、実際に執行した7割は国税だけれども、県費の3割を投入すると、その辺の住み分けについての考え方がよく理解できないのですが、国税の扱いに準じてというところをもうちょっと詳しく。

村松環境整備課長 ただいま申し上げました国税の意味につきましては、国の税法の規定に基づいてということでありまして、今、委員がおっしゃった国が7割、県が3割というのは、財源の制度上の区分のことだと思いますが、県が原因者に求償する際には、その財源の区分にかかわらず、総額について原因者、今回は措置命令を発しておりますのが3法人と3個人ということになりますので、北杜市の1法人とその代表者、それから静岡県島田市の、そもそもその廃棄物を県内に持ち込んだ事業者、その法人と代表者、それとその法人に対して廃石膏ボードを引き渡した法人と役員、これら6者に対して求償していくということになります。

山田委員 原因者だけでなく、それ以外の関係する業者にも求償していくということであれば、少し安心した部分もあるのですけれども、その国税というのはどういう税金で、どうして求償できるんですか。法人所得があるわけでないし、どういうことなのか。

村松環境整備課長 特定の何か税ということではなくて、国税徴収法という法律がございまして、その法律の規定に即して差し押さえ等ができるということでありまして。

山田委員 そうすると、今、課長が言われたように、具体的な数値が確定しないということで、当然、確定しなければそれまで。ただ、いつも手おくれになるので、北杜市を通じたりしていけば、その法人名義の土地等はある程度は把握できるので、今から準備していくぐらいでいけないと。後で名義を変えられて、手おくれになったってということが、高度化資金も含めてこれまでも往々にしてあるので、できるだけ早い対応と準備をお願いして、そのことについてだけ答弁をいただいて質問を終わります。

村松環境整備課長 正式な財産調査、資産調査ということになりますと、やはり行政代執行の工事を具体的に行って、債権が確定してからということになりますが、ただいま委員から御指摘のございましたとおり、関係する北杜市などとも連携をいたしまして、できる限り早い段階から準備を進めていきたいと考えております。

(繰越明許費補正について)

永井委員 森の4ページの繰越明許費の補正で、一般会計の部分についてお伺いしますが、繰越明許費の合計が先ほど約4億5,000万円という説明いただきましたけれども、計上金額が4億5,000万円というのは、かなり多いと感じます。計上している具体的な箇所と、また、繰越理由についてまず御説明ください。

中込治山林道課長 計上している具体的な箇所と繰越理由ということですが、治山工事、林道工事合わせて10カ所になります。そのうち林道工事については6カ所、治山工事については4カ所を計上させていただいております。まず、林道工事の具体的な箇所と理由でございますけれども、まず、前年度からの繰越工事の影響で、今年度工事の標準工期を設定すると年度を超えてしまうものが、林道6カ所のうち5カ所ございます。具体的な箇所につきましては、甲州市にございます林道源次郎線、これは森林管理道開設費になります。それから、上野原市の林道富士東部北線、富士川町の林道足馴峠線、都留市の林道菅野盛里線の各開設工事になります。残りの1カ所でございますけれども、林道南アルプス線の工事になります。これは山村地域活性化林道整備事業費になりますが、この林道南アルプス線につきましては、非常に人の入り込みが多いものですから、観光シーズンの利用に配慮して事業を執行するものでございます。

次に治山工事でございますが、4カ所ありまして、前年度からの繰越工事の影響によるものが2カ所、具体的には大月市の葛野、早川町の室草里の2カ所でございます。残りの2カ所につきましては、河川区域内で工事を執行するものでありまして、河川管理者との協議の中で、6月から10月までは出水期になっているため、下流への影響も配慮した中で出水期を避けて施工するものでございまして、笛吹市の相沢川、城山川の各治山工事でございます。

永井委員 今回の御説明の中で、前年からの繰越工事の影響でまた繰越工事ということですが、繰越工事が継続してあるのはどうしてなのか教えてください。

中込治山林道課長 林道開設工事や治山工事につきましては、全てを完了するのに単年度で終わらないものがございます。こういったものは早期の事業完了を目指したいところでございまして、目的とする効果効用を早期に発揮させるということの中で、国において補正予算等が編成をされた場合については活用させていただいているところです。こうしたことから、前年度前工事の完了をもって発注しなければならないということがございまして、やむを得ず繰越工事となっているところが多いという状況でございます。

永井委員 今年度計上しているこの繰越明許費については、前年度からの繰越工事があるという説明でしたが、この繰越明許費と昨年の繰越明許費を比較して、箇所数と金額はど

う違うのかお伺いします。

中込治山林道課長 前年度との比較という御質問でございますけれども、箇所数、計上額ともに減少をしております。具体的には、昨年度につきまして9月補正後、いわゆる同期のところですが、25カ所、計上額で約6億7,000万円余でございました。これに対しまして今年度は、6月にも繰越明許費を計上させていただいております、その6月を含めまして12カ所で4億4,900万円余ということになりまして、前年度より13カ所、金額で約2億2,000万円余減少しているという状況でございます。

永井委員 25カ所から12カ所になり、6億円から4億円になって、2億2,000万円ぐらいの削減ということで、年々減少している。先ほど課長がおっしゃっていたとおり、早期に事業を終わらせたいということで、なるべく年度をまたがずにやっていくというのは課長もお考えになっていることでしょうかし、そういうふうにしていくべきだと思いますけれども、さらにこの繰越明許費を減らしていく、今減っているのですけれども、さらに減らしていくためにどのような御努力をされているのか最後に伺って終わります。

中込治山林道課長 どのような努力をしているのかという御質問でございますけれども、標準工期は基本的に金額によって設定されるわけですがけれども、標準工期はあるものの、安全に配慮をしながら、なるべく工事を早く完成をさせるということで発注者と請負者で綿密に協議をさせていただいているということ。それから、6月にも繰越明許費を計上させていただいたのですけれども、発注できる段階になった9月に繰越明許費を計上するよりも3カ月ほど早く発注できますので、そういった取り組みもしています。

あと、林道工事、治山工事は非常に狭隘なところでやるものですから、地形や地質、施工方法や施工時期など、現場条件を勘案する中で、年度内完成、早期完成に向けて適正な工事規模とするように心がけているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第63号 平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。



所管事項

質疑

(森林整備について)

渡辺副委員長　それでは、森林整備について何点かお伺いしたいと思います。県では林業の成長産業化を目標の一つと掲げており、先月公表されました県内公共建築物における木材利用の促進も、県産材の需要を拡大するための取り組みの一つだと承知はしております。しかしながら、条件の悪い森林では木材を販売しても利益が出ない状況が続いているという話も伺っております。また、県内の私有林の多くは個人所有で、間伐などの手入れがされない森林も数多く残っているということもよく耳にいたします。

そこで、県では平成24年度から県民税として森林環境税を導入して、放置された森林を整備されていると承知しておりますが、まず整備が必要な森林がどの程度あるのかお伺いいたします。

金子森林整備課長　平成24年度の森林環境税の導入に先立ちまして、荒廃森林のサンプリング調査を実施しております。この調査によりまして、荒廃森林が県下で約1万9,000ヘクタール程度存在すると推計されておりますので、ここから平成24年度から昨年度までの5年間の整備量、約4,000ヘクタールを差し引きますと、残り約1万5,000ヘクタールほど整備が必要な森林がございます。

渡辺副委員長　全体で調査したときに1万9,000ヘクタール。4,000進めて残り1万5,000ヘクタール残っているという答弁でございましたけれども、県の森林環境税を使った事業は2期に入っていると承知しているわけでございますけれども、1期目の4,000ヘクタールという実施状況を踏まえ、どのように今後、森林整備を実施・推進していこうと考えているのかお伺いいたします。

金子森林整備課長　今後の第2期の森林整備の推進方法ということですが、第1期におきまして荒廃した人工林を強度に間伐することによりまして、県土の保全や水源の涵養といった公益的機能の高い、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導をいたしまして、そういう意味で着実な成果を上げてきたものと考えております。このため、第2期計画におきましても、同様の手法による整備を推進することとしておりまして、この5年間で増大しております獣害対策経費といったものに対応するために、第1期を上回る事業費を充当しまして、整備量としては第1期実績並みの3,850ヘクタールを計画しているところでございます。

渡辺副委員長　1期の実績を踏まえて2期工事もどんどん推進していただきたいと思いますのですが、災害の防止等で森林が重要だということは新聞報道等でよく言われており、個人の力だけでは管理できない森林は社会全体で守っていかなければならないと承知しております。さて、国では現在、御承知のとおり平成30年度の税制改正に向けて、森林環境税を国税として創設することを検討していると耳にしております。その目的は、適正な管理が行われず、放置された森林を整備するための財源確保だと聞いておりますが、国ではどのような森林整備を想定しているのかお伺いします。

金子森林整備課長 国でどのような森林整備を考えているかということですが、現在、国では総務省が有識者会議を設置いたしまして、税の仕組みや用途について検討を行っているところです。この中で、昨年の与党税制大綱において、森林環境税は自然的、社会的条件が不利で、所有者による自発的な管理が見込めない森林を市町村が主体となって整備するための財源とするとされており、これを基本とした検討がなされております。こうした森林整備の考え方のもと、具体的な事業につきましては、民有林整備における市町村の役割を明確にした上で、今後明らかにされていくものと考えております。

また、本県と同様に、県独自の森林環境税を導入している府県が37府県ございますので、有識者会議におきましては、これらとの関係についても整理していくこととされております。

渡辺副委員長 国の動向を注視しながら、国が創設を検討しておる森林環境税と、もともとの県の森林環境税との相乗効果によって、県で必要とされる森林整備が進んでいくことを願っておるわけですが、国が新たな財源を確保することによって、雇用の創出や地域の活性化にもつながっていくと思っておりますので、ぜひとも国の森林環境税の導入の暁には、地元市町村と連携をしながら必要な時期に必要な森林整備ができるよう、県においてもさらなる検討を進めていただければと思います。

(治山対策について)

次の質問に行かせていただきます。治山対策について何点かお伺いしたいと思います。新聞報道等もあったのですが、さきの台風18号が県内を通過した際には、私の地元の富士北麓地域の山中湖では144ミリ、河口湖では103ミリと、強風を伴った豪雨に見舞われました。また、8月の初めの大月を中心に土砂崩落などの被害が発生した台風5号では、1時間当たり100ミリを超えるという、本当に猛烈な雨を記録したと聞いております。台風5号による強雨は局地的に雨を降らせる線状降水帯が原因と言われております。ゲリラ豪雨とか集中豪雨とかとも言われているようなものと承知はしているのですが、昨今、いつどのようなタイミングでこういった猛烈な豪雨に見舞われるかというのは予想できないような状況だということを報道等で伺っております。その点を踏まえて、まず台風5号と台風18号による県内の被害の状況についてお伺いいたします。

中込治山林道課長 台風5号と18号の被害状況ですが、まず、8月7日から8日にかけて本県に接近した台風5号は、富士東部建設事務所の雨量計で1時間84ミリという雨量を記録しており、記録的な集中豪雨と認識をしております。大月市を中心に局地的な被害が生じているところです。この台風による被害の状況ですが、治山関係で申し上げますと、山地崩壊箇所が10カ所、それから既設の治山施設で被災をした箇所が3カ所でありました。

台風18号につきましては、委員御指摘のとおり山中湖村で144ミリの雨量を記録しておりますけれども、林務環境事務所で県下全域調査をいたしておりますが、幸いにも被害は確認されておりません。

渡辺副委員長 直近の台風18号のほうは、森林環境部所管のところでは被害はないということですが、台風の5号については大月を中心に大分深刻な被害があったというお話ですが、地元の大月市を中心とした富士東部地域では、この台風5号の被害を大変心配し、不安に感じているということをお伺いしております。そのような中で、またこういったゲリラ豪雨、あるいは集中豪雨がいつ来るとも限りませんので、迅速な被災箇所の復旧が必要だと思っているわけですが、今回の補正予算には経費は計上されていないと承知しておりますが、これから台風5号による被害の復旧をどのように考えていくのか次にお伺いいたします。

中込治山林道課長 台風5号による被害について、その中で緊急性の高い箇所については国庫補助治山事業を活用するというので、事業名とすれば災害関連緊急治山事業ですが、今、復旧申請を行っております。まもなく発注ができるかと思っております。

そのほか、既設の治山施設の被災箇所でございますけれども、これについては必要な箇所に既に整備をされている中で、機能を復旧させなければならないということの中で、国の施設災害復旧事業、これも国庫補助にあるわけですが、国の施設災害復旧の補助を受けるための査定の準備を進めているところでございます。また、その他の箇所の復旧につきましては、明年度の事業着手に向け、関係機関との調整や調査、測量などを今、やっているとございます。

補正予算に計上されていないということでございますけれども、災害の復旧については迅速な対応が必要であることから、当初予算の段階で災害復旧にかかわるものについては予備的に計上をいたしております。災害関連緊急治山事業で3億円、施設災害復旧費で1億円ほど当初予算に計上をしております。今回につきましてはこの範囲内で執行が可能なることから、補正予算として計上していないものでございます。

渡辺副委員長 当初予算にもともとその災害復旧用の費用も計上されているということでございますので、また、国の制度等も活用しながら、先ほども申しましたとおり、いつまた来るかもしれない、台風シーズンでもございますので、早期の復旧に努めていただければと、そのように思います。

もう1点お聞きしたいのですけれども、7月の九州北部豪雨で、山腹が崩壊したことによって大量の木が土石流とともに下流に流れ出して大きな被害が出たという報道がございました。本県が有数の森林県であるということは承知しておりますけれども、こうした山腹の崩壊による大量の土石流といった事象に対して、どのような対策を行っているのかを最後にお伺いいたします。

中込治山林道課長 7月の九州北部豪雨の教訓を踏まえてということでございますが、九州北部豪雨の災害を見ますと、やはり発生源対策、いわゆる山地の対策が必要かと思っております。その山地の発生源対策を担うのが治山事業になりますので、治山事業の計画に当たって、市町村と連携をする中で山地災害パトロールを実施し、市町村の要望を聞いた中で事業を優先的に実施していくということがまず1点でございます。

次に、林野庁で定めた一定の基準に従い、山地災害のおそれのある箇所について調査し、山地災害危険地区を指定しています。山地災害危険地区につきましては、現在、

県では3,489箇所ございまして、そのうち治山事業に着手をしているところが2,278箇所ございます。着手率といたしましては65.3%ぐらいということになりますけれども、この未着手箇所の解消を2つ目の優先事項として取り組んでいるところでございます。

そうした中で、流木対策といたしましては、上から流れてくる立木を捕捉するための治山ダム、いわゆるスリットダムと言われているものですが、こちらの設置を実施しているほか、溪床内に倒れている木であるとか、そういったものが流れてこないように治山事業にあわせて処理をする危険木処理といったことに今、取り組んでいるところでございます。

(おもてなし森林景観創出事業について)

上田委員

おもてなし森林景観創出事業についてお尋ねします。山梨県といいますと、森林景観が財産になっているということで、県内外から登山やハイキングに訪れる方がいます。県では今までも展望箇所等の眺望の確保を図るといった意味で流木の伐採等やってきましたけれども、私の地元の櫛形山にも、大勢の方がおいでになって、歓声を上げたりされています。この事業は観光部と連携していることも承知しているのですが、どのような箇所を選定しているのか。また、もう始まって5年ぐらいたっていると思うのですが、今までの実施状況についてお伺いします。

鷹野県有林課長

おもてなし森林景観創出事業の、事業箇所の選定についてでございますが、まず、市町村などを対象に要望箇所を照会します。市町村においては地元の観光協会などの意見を踏まえ、県に要望箇所を上げます。県では、この要望箇所について現地調査や整備後の利活用をどのようにするのかの聞き取り、自然公園法などの制限などの確認を行います。その上で事業実施が可能と認められる箇所につきましては、学識経験者や観光分野の専門家などで構成する選定会議を設置していただき、そこで実施の可否について検討をいただいているところでございます。その選定会議の意見を踏まえ、事業箇所を毎年度決定しているという状況でございます。

観光部との連携というお話がございましたが、箇所の選定や事業を行った後の実際のPRなどは観光部のほうで行っていただき、県有林内で行う樹木の伐採は森林環境部で実施し、現地の調査については合同で行うなど、それぞれの所管の強みを生かしながら連携しながら事業を進めているところでございます。

もう1点、5年間の実施状況というお話がございましたが、先ほど委員からお話がありました櫛形山では見晴らし平、裸山山頂、また北杜市では精進ヶ滝や美し森について事業を行っているところでありまして、今年度実施予定箇所を含めまして17市町村53カ所を予定しているところでございます。

上田委員

毎年毎年、場所を選定して、チェックして、できるところはやりましょうということで実施しているという解釈でよろしいでしょうか。

鷹野県有林課長

結構でございます。

上田委員

今までの5年間で重要な市町村57カ所を実施していただいたということだと思

いますけれども、これから木がまた大きくなるんですよね。同じ箇所であっても、また作業が必要になって、かえって中途半端な格好になってしまう。1回整理して、富士山が見えるようになったけれども、そこにまた木が出てきてしまったら、管理を徹底しないと、かえってマイナスイメージになるのかなと思っているのですけれども、その辺の管理はどのようになっているのかお聞きします。

鷹野県有林課長 展望施設など、下方の面的な場所については、その後の管理を行わないと眺望に支障が出る箇所もございますので、要望があった市町村等と協議をしながら、市町村がその後の管理を実施する場合には県有林の土地の使用を認めたり、あるいは地元のNPOなどで景観にかかる自主的な活動をされているところもございますので、そういったところについては、県としても協力をしながら、眺望箇所のその後の維持管理に努めているところでございます。

上田委員 もう少し詳しくお聞きしたいのですが、要は地元のほうで管理する人たちがいれば当然その方たちにやってもらうんだけれども、なかなか管理できない山とかそういったところについては、県のほうにこういうルールを踏んでやってくださいと言えば、県のほうでやっていただけるのかどうか教えてください。

鷹野県有林課長 先ほど市町村管理の事例をお話したのですけれども、森林文化の森として、もともと県で管理を実施しているところもございまして、整備後の状況に応じて、その後の必要な伐採等は検討してまいりたいと考えております。

上田委員 もちろん検討なのでしょうけれど、結構、地形的にも厳しい、地元でもなかなかできないところもあるんだけれども、それはその判断の中で、県のほうでやっていただけるという方法もあるという解釈でよろしいでしょうか。

鷹野県有林課長 県といたしましても、森林を場として利用して行って、県内外からの観光客の誘客を図っていかうと考えています。法令上の制限等もありますので、先ほど検討とお話ししましたが、いただいた要望が最大限かなうよう努めていきたいと考えております。

上田委員 ありがとうございます。最後に、5年間実施してきて、非常にきれいになっているから非常に効果もあると思うんですけれども、今後、この事業をどのようにしていきたいか、また、どのようになっていくのか教えてください。

鷹野県有林課長 5年間という一定の期間を過ぎたところですが、必要な箇所はまだあるという話も伺っておるところです。現在、市町村を対象にアンケートを行っておりまして、この事業をどういう形、反省も含めて、どういう方法が望ましいのか、あるいは必要な箇所がどのくらいあるかという調査を行っておりますので、その結果を踏まえまして、関係課とも協議をした上で進めてまいりたいと考えております。

主な質疑等 県土整備部関係

第60号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

山田委員 　　まず、私もこの不動産特定共同事業法にあまり詳しくなかったのですが、この不動産特定共同事業法はどういう法律なのでしょうか。

渡井建築住宅課長 　これは、昭和62年ごろから民間、特に大都市を中心に、不動産の小口化、証券化が広がり始めたのですが、バブル崩壊に伴い企業が倒産等をしたことにより、投資した額の回収ができなくなってしまった投資家の保護を図るため、また、業務の運営の適正化を図るために設立された法制度ということになります。

山田委員 　　12月1日施行ということは、まだ山梨県内には事例がないんですね。では、法が施行された場合、山梨県では幾つぐらいこういう事業者が出てきそうなんですか。

渡井建築住宅課長 　最低資本金額が1億円でしたので、今まで許可を行った実績はございません。また、先ほど御説明しました国のほうの目標・効果がございませぬけれども、あくまでもこれは指標でありまして、需要の実態をあわせたものではございません。ただ、これをベースに本県の状況を勘案しますと、業者数としては三、四社程度、それから資金の投入としましては二、三億円程度ということが見込まれております。

討論 　　なし

採決 　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(都市公園建設費について)

永井委員 　　県土の12ページ。先ほど、都市公園建設費の説明の中で、舞鶴城公園のトイレの再建の建設費も入っているとおっしゃっていたんですけど、これはいつごろ完成するんですか。

丸山都市計画課長 　来年夏の完成を見込んでおります。

討論 　　なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第64号 平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第65号 契約締結の件

第66号 契約締結の件

質疑

渡辺副委員長 富士吉田警察署の建築工事について何点かお伺いしたいと思います。私の地元の富士吉田市に移転ということに決まりました。説明にもありましたように、老朽化して、狭隘で、建物も狭ければ、駐車場も狭くて、大変苦勞していたという話を聞いて、私も常日ごろから移転先を車で通ったりするわけなのですけれども、今は造成工事もほぼ終わりました。いよいよ建築に入っていくということで、この工事の契約の承認になるというわけなのですけれども、移転場所は富士北麓地域の多分、交通の要衝になるところで、当然、富士吉田市の中心地に近い部分にあって、富士河口湖町にも新倉トンネルを抜けてすぐに出動できる。そして、さらには国道に出て、一市二村道に行って、忍野山中方面にも行くことができるという、大変交通の便のいいところに移転して建築できるということで、地元としても治安の向上等を考えて大変喜ばしく思っているところであります。

富士北麓地域は、人口は減っていつているのですけれども、そのかわり、10年前に比べてはるかに外国人観光客もふえて、定住人口は減っているけれど、国内の観光客も含めて富士北麓地域を訪れる交流人口は年々ふえてきているということも特色としてあると思います。そのような中で、新たに建築する警察署についてはいろいろな工夫があろうかと思うのですけれども、その設計上の工夫にはどのようなものがあったのか、まずお伺いいたします。

小田切営繕課長 今回の庁舎につきましては、警察組織といたしましては警務課、地域課、交通課、会計課、刑事課、生活安全課、それから警備課といった課が配置される予定でございます。特に、それぞれ関係が深い課同士を隣接して配置したりすることによって、相互の業務が円滑に行えるよう配慮するとともに、地域住民の方たちに接する機会の多い交通課のような課は1階に配置するなど、住民サービスの向上にも配慮した計画となっています。また、さまざまな方が出入りするという警察署の特性がございます。

相談者や被害者のプライバシーが保護できる動線や被留置者専用の動線を確保するなど、それぞれの機能や人の動きにあわせた形で設計したところが、今回、工夫した点でございます。

渡辺副委員長 今までの富士吉田警察署は増築を重ねていて、いろいろな部署が転々としていて、免許の更新だとか地域のことを相談するのに結構迷う構造になっていましたので、その点が新しくなって大分改善されるという御説明を受けましたので、大変安心しているところであります。

最初に戻るのですけれども、もともとこの移転計画の発端となった老朽化と狭隘化の、この狭隘化の部分が心配な点でして、建物の延べ床面積ですとか、あるいは駐車場がどの程度ふえたのか。現警察署は大分狭くて、駐車場も足りないということは先ほど申し述べましたけれども、その点について、今の警察署と新しくつくる警察署を比較したときに、整備の規模や施設の整備の内容など、どの程度充実しているのか次にお伺いいたします。

小田切営繕課長 現在の警察署の規模等との比較でございますけれども、最初にまず敷地面積でございますけれども、現在、4,100平米程度ですが、今回、8,100平米ということで、大体2倍ぐらいの規模拡大になっています。それから、庁舎の面積につきましても、現在は複数ある庁舎を合計して大体2,800平米程度でございますが、これが今回4,750平米程度ということで、約1.7倍、1,900平米ほど増加します。

また、駐車台数につきましても、現在84台程度なのですけれども、今回110台は確保するようにいたしまして、約1.3倍、26台の増になります。

さらに、先ほど説明させていただいたのですが、現在は本庁舎と分庁舎に分かれるような形で事務をしておりますが、新しい建物につきましては、各部署が同一の建物に入ることで、非常に使いやすい形になっています。そういったことで、旧来の庁舎に比べていろいろな面で執務環境が向上しているということでございます。

渡辺副委員長 今、御説明を聞いて、駐車場等も1.3倍程度の増、十分です。この図面を見る限り、駐車スペースもふえて、大変喜ばしいと思っておりますので、早期の完成が地元としても望まれるところであります。

最後に、今回は本体工事だと思うのですけれども、この工事以外にも設備の工事や、最後に外構・舗装工事も今後出てくるかと思うのですけれども、最後に、警察署が完成するまでの今後の具体的な建設スケジュールについてお伺いいたします。

小田切営繕課長 今回、庁舎の本体の建築工事についてお諮りしているところでありますが、あわせて附帯する設備等の工事につきましては、現在、入札に付しております、本体工事とあわせる形の中で順次、業者を決定しまして、こちらにつきましては、来年の12月までに完成する予定でございます。それ以外の附帯するもろもろの建物には、車庫、倉庫等、駐輪場等がございますけれども、これにつきましては来年度、平成30年度の6月ぐらいに発注を予定しております、おおむね11月ぐらいまでをめどに完成させていきたいと考えております。

それから、敷地に隣接する署長公舎、副署長公舎につきましても、ほぼ同時期に建



設工事を進めていきたいと思っております。

また、外構、舗装、植栽等につきましては、来年度、平成30年の秋ぐらいから30年度の年度末にかけて工事をすすめ、平成30年度中には関係する工事につきましては完成させていきたいと考えております。

(第65号 契約締結の件)

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

(第66号 契約締結の件)

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第29-7号 道路財特法の特別措置の継続に関する意見書の提出を求めることについて

意見 なし

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(大型物件にかかる設計の業務委託について)

永井委員 2,000万円以上の大型物件にかかわる設計業務の委託、いわゆる入札に関して、1点お伺いしたいと思います。私もこの分野にあまり詳しくないので、もし認識が違うのであれば課長に教えていただきたいのですが、この2,000万円以上の大型物件にかかわる設計の業務委託に関して、どのような方式でこの業者を選定しているのか、まずその方式がありましたら教えてください。

小林技術管理課長 設計業務につきましては、原則、指名競争で行っています。設計業務の内容によっては、県外でないちょっと無理な難易度の高い業務などもございますので、その辺を考慮しながら業者のほうを指名選定しています。あと、特殊なもの、都市計画事業のようなものについてはプロポーザルのような制度も使用してございます。

永井委員 指名競争とプロポーザル方式ということで。では、この方式で業者を選定している理由を教えてください。

小林技術管理課長 特に設計業務につきまして、過去から業務成績等も調べてきておりますけれども、業務成績も年々、徐々に向上している状態がございます。今の指名競争で行っている状態で特に問題ないと判断をしています。

永井委員 いや、多分それは問題ないと思うんですけども、聞きたいのは、どうしてその方式を採用しているかということ。多分これは私の考えなんですけども、当然、公平、公正にできるように、今、指名競争入札でも、入札後に、最低制限価格にランダム係数を掛けて最低制限価格を出すというやり方だと思うんですけども、今のお答えの中で伺いたいのは、業務成績というのは、過去に県の大型物件を取ったという実績もその成績の中に入るんでしょうか。

小林技術管理課長 業務が終わった時点で検査をします。検査をした後に、その業務に携わった者が成績評価を行っています。その成績評価の状況が年々、徐々にですけれども、上がってきているという状況もあるということでございます。

永井委員 すみません、ちょっと1つ前に戻ります。プロポーザル方式は当然いろいろな条件があって、入札価格によらずにやっていると思うのですが、指名競争入札をについて先ほど聞いた意図というのは、指名競争入札というのは、もう一つの側面で、より多くの企業を選定して、仕事を取る機会が平等に与えられるという意味もあると思うんですけども。採用している意味がですね。そのような形でよろしいでしょうか。

小林技術管理課長 過去の指名の件数等も考慮しまして、その辺は公平になるように指名選定をしてございます。

永井委員 実は過去3年の2,000万円以上の物件を調べていくと、当然、どこが取れるか当然わからない。入札額で決まりますから、ある意味、運ですよね。運で決まってくるんですけども、いろいろな指名業者があってやっていく。例えば、1つ2,000万円以上の工事だと工期が長い物件が多いわけですよね。そうすると、前の工期が終わらないうちに次の工期の大型工事の指名競争入札にまた入札できてしまう。これはあくまで全部偶然ですけど。いろいろな業者があっても、当然、できる業者は限られているのでしょけれども、やはりいろいろな業者に、偏らずに機会があるというのが本来の指名競争入札の一つのあり方なんでしょうけれども、27年から29年を見ると、偶然連続で、工期が終わらないうちに同じ業者が取っているということが、見ていただくとあると思います。特に今年度だと、県営住宅の東山梨団地3号館全面的改造工事と県営住宅貢川団地36号館全面的改善工事の設計があったんですけども、これ、同日にやっているんですよね。指名競争入札を同日に行っているんですけども、やっぱり偶然なんですけど、同日に同じ会社が取っているんです。考えていくと、県内業者の活性化を図るためにも、工期が長いものが当然あるんですけども、

年度で区別することは当然できないので、例えばですよ、より多くの業者に取らせるということが目的であれば、同工期内の設計の仕事に関しては、要は、今回終わるまでは御遠慮いただくというような形だと、いろいろな業者が取れるような。先ほど実績が必要だとおっしゃったけれども、偶然、たまたま取れちゃった会社はどんどん実績が上がるけど、たまたま取れなかったところはなかなか実績が積めないという現状になってしまうので、あくまでも偶然が介入しているので、より平等性を課すために、そういった形の中で、工期が終わるまでは次の仕事を、例えば、次のその大型入札には入れないような仕組みづくりというのも重要だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

小田切営繕課長 ただいまの委員のお話がありました案件につきましては、営繕課のほうで主体的にやっておる件でございます。先ほど技術管理課長のほうから、まず大きな枠組については説明がありました。当該案件につきましては、同じ指名競争入札の中でも公募型ということでやっております。この公募型というのは、入札にかけようとしている案件につきましては、ある一定の経験ですとか、事務所の所属建築士の数といったものを満たす事務所のうち、希望する方はエントリーできるという制度でございます。ただ、指名でございますので、そのエントリーした方の中から、例えば今回の場合は9社になるのですけれども、その9社を選ぶという作業がございまして、そのときに、例えばエントリーした方のところの建築士数や実績、それから建築士の方の経験年数や地域貢献、応急危険度判定士の数といったものを点数化いたしまして、点数の高い順に上から所定の数の事務所を指名するというやり方をしています。

今回、委員が幾つかおっしゃった案件については全てそういう形でやっております。応募される方の門戸を広くするという意味におきましては、手を挙げた方を極力指名するということが、かなり広く指名できていると考えております。

それから、その後、指名された方たちが入札して、価格競争になるわけでございますけれども、そのときにやはり粗雑設計があってはいけないということで、通常の指名競争入札と違しまして、最低制限価格を設定しています。今回、今おっしゃった案件につきましては、実は9社ないしはそれ前後のエントリーがあったわけなのですけれども、そのときの入札、例えば、先ほどの県営住宅2件ですけれども、6番目とか7番目の金額のところは落札しておりまして、実はその会社より低い会社は、最低制限価格を割ってしまったということがございます。

そういう意味では、意図的にそうなったということではなくて、たまたま偶然が重なったということでございますけれども、では、先ほどの1つの業者が複数取れることはどうかというお話でございますが、今回、参加基準の中で、建築士が複数いるということを条件としておりますので、少なくとも2つの業務を取っても大丈夫だろうという条件設定をしております。それから、もう一つ、設計業務の特殊性でございますが、設計業務は建築士法に拘束されますけれども、建築士法の場合は建設業法と違しまして、技術者の専任性を要求するものではないということで、1人の技術者が複数取っても、それは法的には何も問題ないということがございますので、その辺も加味しながら、今回、制度設計をしながら入札を実施しています。

ただ、委員のおっしゃるように、確かにあまり1つのところに業務が集中するのはよくないということは、それはそれとして私もそう感じますけれども、ただ、これに

については実態として、国、それから地方公共団体、いろいろ調べてみましたけれども、なかなかまだ調べなければならないことがございます。

そのような状況でございまして、現時点では適正に執行されているのではないかと考えておりますけれども、その辺の今の御意見も勘案しながら、引き続きどのようなことがいいのかということについては、調査研究を続けていきたいと思っております。

永井委員

ありがとうございます。確かに、複数建築士がいるということが条件だから、同じような物件をやっても大丈夫だということなのですけれども、先ほども言いましたが、あくまでもこれは、何か作為的なことがあると言っているわけでは当然なくて、きちんと適正に執行されて、適正な指名が行われているからこそ、偶然が介入をしていて、先ほど課長もおっしゃっていた、実績という話が例えば出てきたときに、偶然取れたところの実績が積みあがって、そうじゃないところは実績がつかれない。それがあくまでも設計会社の実力ではなくて、偶然というものが介入しているので、今いただいたお答えで十分なんですけれども、ぜひこれからもその部分に関しては、前向きに調査研究をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。回答は結構です。

(富士山火山災害時の安全な広域避難に向けての施設整備について)

渡辺副委員長

富士山火山災害時の安全な広域避難に向けての施設整備について、何点かお伺ひいたします。富士山の噴火活動に伴い、直接的及び二次的な被害の発生が予想される中、平成28年3月に富士山火山防災対策協議会において、富士山火災広域避難計画が作成されたことは承知しております。その中で被害想定地域である富士北麓地域の住民は広域避難路により峡東地域や中北地域へ避難することとなっております。

今年の8月20日に富士山火山防災協議会の防災訓練の中で、富士北麓6市町村が国中地域に避難するという、初めての広域避難訓練が行われました。そのときはちょうど8月20日の日曜日ということで、観光シーズンのトップシーズンということもあって、富士北麓地域、富士吉田市にとってみれば137号という大動脈が大変な渋滞になりまして、その渋滞の中には避難する方も含めて、観光客もいましたので、何キロにもわたる渋滞になったと聞いております。新聞報道には、富士吉田市内から国中地域の目的地まで通常30分程度ですけれども、この避難訓練のときは1時間15分ぐらい、2倍以上の時間がかかったとありました。また、2.5キロメートルの新倉河口湖トンネルの中に20分間ぐらいいたというような大変な渋滞になりました。その避難訓練に参加した人の中から、137号上には、新倉河口湖トンネルだけではなくて、小さいところも含めて5つトンネルがあるのですけれども、その中で携帯電話が繋がりにくくなったと。そして、とあるトンネルではラジオも受信できないというような声を地元から伺ひました。

そこで、広域避難路である国道137号のトンネル5つ、新倉河口湖トンネル、追坂トンネル、谷抜トンネル、山宮トンネル、新御坂トンネルについて、まず携帯電話がこの5つのトンネルの中で通じるのか、通信状況についてお伺ひいたします。

雨宮道路管理課長 携帯電話に関しましては、県土整備部の所管ではないのですが、広域避難路を決定するときに、吉田支所で調べた経緯があります。その中で、公益社団法人移動通信

基盤整備協会が、委員の質問の5つのトンネルについて携帯電話の中継設備を整備したということを聞いた記憶があります。またそのときに、吉田管内にある18トンネルのうち、たしか13か14ぐらいは携帯電話がつながるということを聞いております。

渡辺副委員長 私の上げた5つのトンネルでは携帯はつながる状態にはある。多分、避難訓練当日は回線が集中したか何かでつながりにくかったり切れたりしたという、多分そういうことだと思いますので、携帯は所管でもありませんし、まあ、それはいいとして、次に、災害時はきっと、訓練時よりもはるかに多い人数が避難しなければならないという中で、東日本大震災でも携帯での連絡がとりづらくなったり、ネットにつながらなくなったということも聞いておりますので、防災情報、災害情報等を聞く、知るためにはラジオも大変大事になってくると思うんですけども、トンネル内のラジオの受信状況というのはどうなっているんですか。

雨宮道路管理課長 新倉河口湖トンネルと新御坂トンネルについては、ラジオの再放送設備が整備されていますので受信は可能です。このラジオの再放送設備は、トンネル内での事故等の際に道路管理者により割込放送ができる設備になっておりますので、非常用設備ということで新御坂トンネルと新倉河口湖トンネルについては設置をされております。

渡辺副委員長 新倉河口湖トンネルと新御坂トンネルはラジオが基本的には受信できる状態になっているという説明だったので、残りの3つ、トンネルの長さとしてはその2つに比べればはるかに短いかもしれませんが、山宮トンネル、谷抜トンネル、追坂トンネルの状況はどうなっているのでしょうか。

雨宮道路管理課長 委員の質問の3つのトンネルについては、防災上の観点からいきますと、ラジオ再放送設備は必要ないということになっております。今後は避難訓練、広域避難時の課題を踏まえる中で、県内では幾つか実施しているのですが、AMラジオだけ入るという簡易的な設備も今後は検討していきたいと思っております。

渡辺副委員長 道路の規格が違って、新倉河口湖トンネルと新御坂トンネルが2,500メートル前後のトンネルだとすれば、3つのトンネルのうち一番長い山宮トンネルでも800メートル程度で、谷抜トンネル、追坂トンネルは200メートルから300メートルと、大変短いと思うんですけども、ただ、災害が起きて避難するときに、特に谷抜トンネルと山宮トンネルは近接していますので2つ合わせれば1,000メートル以上ぐらいの距離になって、1キロぐらい全く渋滞で動けなくなる可能性も大いにあると思うんですね。その中で携帯も通じにくくなって、ラジオも受信できないということだと、災害時に全く情報を入手することができなくなって、大変混乱を招くと思いますので、多分ラジオの設備はお金もかかると思いますので、ぜひ何とかAMラジオぐらいは受信できるような整備をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(道路のインフラ施設の老朽化について)

もう1問、別のお話をさせていただきたいと思うのですが、道路のインフラ施設の老朽化について、何点かお伺いしたいと思います。高度経済成長期につくられた道路構造物が老朽化しているという話は一般的になってきておりますけれども、その補修や更新を的確に実施していく中で、平成24年12月に笹子トンネルにおいて発生した天井板落下事故、死傷者が発生した事故として記憶に残っているところの、これを教訓に、教訓というか、これを契機に、国では平成25年道路法を改正して、平成26年より橋やトンネルなど、道路の交通に大きな支障を及ぼすおそれのある道路施設については、5年に一度目視で点検を行うことを義務化したと聞いております。また、円滑な道路管理の促進と道路構造物の予防、保全、老朽化対策を強化するため、市町村を含めた全ての道路管理者からなる山梨県道路メンテナンス会議が設置されたということも承知しております。

そのような中で、県内においても、大分道路の橋やトンネルなどで老朽化が目立ってきており、最重要課題として老朽化対策に取り組まなければならないというのは承知している中で、県管理の道路のインフラ整備の老朽化対策について幾つか伺っていききたいと思います。まず初めに、5年に一度目視で点検して、どのように判定していくのかについて、その中身をまずお伺いします。

雨宮道路管理課長 点検の結果につきましては、全国共通な仕様になっておりまして、1から4つの段階に分かれております。まず、判定1は健全な状態、判定2は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態、判定3は早期に措置を講ずべき状態、判定4は緊急に措置を講ずべき状態と、4つの段階に分かれており、橋もトンネルも同様でございます。

渡辺副委員長 その4つの段階に点検して分けていく中で、全国的な進捗率と山梨県の進捗率の2つについて、今どういう進捗率になっているのかお伺いいたします。

雨宮道路管理課長 この前のメンテナンス年報によりますと、全国の点検の実施率は橋梁で54%、トンネルは47%、道路付属物は57%という状況になっているところであります。それに対して、本県においては橋が58%、トンネルが38%、道路付属物が46%という状況になっているのですが、5年間をかけて橋、トンネル、道路付属物を一巡するという決まりになっておりますので、進捗率については、おおむね順調と考えているところであります。

渡辺副委員長 順調に進んでいっているところとのことですが、さきに新聞報道で、この目視の判定結果で、県内に国交省のもので4カ所、多分4の判定だと思っておりますが、最悪の判定を出されたところがあって、補修を完了したと書いてありますけれども、それでは県のほうで今、判定4のものがあるのかどうか。あるいは判定3ですとか、そういった補修を要するものが一体どれくらいあるのか、県の施設管理の状況について次にお伺いいたします。

雨宮道路管理課長 まず最初に、県の施設において、4判定は今までありません。3につきましては、橋梁で22橋、トンネルも同じく22が判定3となっております。

渡辺副委員長 県内の県管理の施設には4判定はない。ということは、要するに緊急に補修をすべき施設はないということですが、ただ、3判定の早期に措置を講ずべき状態にあるものは、今、御説明のとおり、トンネルだと22トンネル、橋も22橋あるということですので、ぜひ速やかに、4判定ではないにしても、早急に措置を講ずべきものですから、優先順位の高いものから順次補修を進めていただきたいと思います。

最後に、こうやって5年に一度目視による点検を行う以外に、道路施設の異常を早期に発見する方法、補完する方法として何かあるのかお伺いして終わりにします。

雨宮道路管理課長 特に橋梁については、5年に一度の詳細な点検とあわせて、年1回の日常点検を実施しております。その他の構造物につきましては、通常の道路パトロールを通じて監視をしているところであります。

(河川敷の伐採について)

佐藤委員 大きく3点お伺いしたいと思います。6月定例会の当委員会で、私の地元の甲府の飯田と宝を流れています相川の河川敷の草木の伐採についてお願いしましたところ、非常に迅速かつスピーディーに伐採していただきまして、地元自治会長はじめ多くの方からありがとうございましたと御礼がございました。私からも御礼を申し上げる次第なのですが、その中で河川管理については、継続的な草木の伐採をすべきと考えるのですが、予算確保が必要と思いますが、県としてのお考えをお願いいたします。

鶴田治水課長 河川の草刈り支障木の伐採、しゅんせつなど、河川などの維持管理につきましては、国の補助がないものですから、主に県単独費の河川維持修繕費で対応しているところでございます。適切な維持管理を行うためには、予算の確保は大変重要だと認識しております。このため、本年度は昨年度よりも予算をふやし、4億8,000万円ほど確保いたしまして支障木の伐採等を実施しております。

佐藤委員 増額したということですが、ただ、当然、私たちも含めて住民からの要望というのはエンドレスで、いつも、あそこもやって、ここもやって、というような要望ばかりになってしまうとは思うのですが、ただ、草木の伐採が行き届かないと河川敷はあっという間にジャングル状態というんでしょうか、繁茂して森林のような形になってしまい、河川の氾濫等も、河川の機能が損なわれるという部分によって発生するのかなと思います。こうした草木の伐採、河川管理の予算は限られている中、増額されたということですが、予測不能なゲリラ豪雨とか、はやりの線状降水帯、10月にもう入りましたが、いつあるともしれないという状況であると思います。予算を重点的に配分、集中投資という形で、全県的な支障木の伐採といった抜本的な対策も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

鶴田治水課長 委員御指摘のとおり、ゲリラ豪雨、また、線状降水帯などによる洪水の備えといたしまして、支障木の伐採は大変重要であると考えておりますので、今後も引き続き予算の確保に努めてまいりたいと思います。

また、一度伐採しても数年後には再繁茂するという課題もありますので、毎年継続的に着実に実施をしていくということも大事だと考えております。このため、実施に当たりましては、県内多くの箇所では伐採が可能となりますよう、一層のコストの縮減に努めるとともに、地域の皆さんの協力もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

佐藤委員

荒川の左岸を走っていると、年間3回ぐらい、のり面とか河川敷のところを伐採していただいているのがわかって、非常にありがたいと思っているわけですが、今議会で中村議員、早川議員、小越議員、猪股議員、そして関連質問で上田議員から治水対策について質問が出ました。これだけ多いということは、当然、全国的にゲリラ豪雨はじめ九州北部豪雨もありましたし、そのような災害が非常に多いということでもありますから、治水対策としてもう1点、今年も全国で記録的な豪雨が頻発したということで、地球温暖化に起因する部分もあると思いますけれども、降雨、豪雨、洪水の規模が強大化しているという現状があるかなと思うわけです。ニュース等の報道では、昔めったに聞かれなかった、50年に一度、80年に一度、1時間当たり100ミリといった言葉あるいはキーワード、144ミリの山中湖の話が先ほど出ましたけれども、痛ましい惨状、多くの人命と財産が損なわれているということがありますが、例えば、私の地元の伐採していただいた相川、小湯川、荒川、そういったところの洪水処理能力、専門用語で流下能力が、どの程度かお伺いしたいと思います。

鶴田治水課長

流下能力ということですが、荒川の笛吹川の合流点から上流の金石橋までにつきましては、おおむね80年に一度の降雨に対して安全に洪水を流下させるための改修が完了しております。また、相川、それから小湯川につきましても、50年に一度程度の降雨に対する流下能力はおおむね確保できていると認識しております。

佐藤委員

ただいまの答弁で、80年、それから50年ということですので、ひとまず安心できるのかなと思うのですが、今後、避難などのソフト対策も当然重要になってくると思います。市町村としっかり連携して必要な施策を進める必要があると考えますが、例えば、しゅんせつの残土をどうするかといった情報の共有も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

鶴田治水課長

ソフト対策につきまして、災害時の避難のために非常に重要なハザードマップ、それから地域防災計画に基づきます避難計画につきましては主に市町村が見直して作成を行うということになっておりますけれども、当然、県も河川管理者としていろいろな情報を持っておりますので、しっかり市町村と関係を築き、協力をしていくということが重要であると考えております。これにつきましては、既に設置をしております協議会などを通じまして、しっかり連携しながらソフト対策の推進に努めてまいりたいと思っております。

佐藤委員

ありがとうございました。今、ハザードマップのお話も出ました。地球温暖化はいきなり来たわけではないのですが、そういった部分で、洪水被害、災害等が起こらないようにまた御配慮いただきたいと思っております。



(空き家対策について)

次に、空き家対策についてでございます。この夏、危ない空き家を中央市が行政代執行によって撤去したというニュースがございました。また、甲府市におきましても倒壊のおそれのある13軒を認定したということもあり、いよいよ空き家対策に、行政がみずから乗り出すというステージに入ったのかなと思っております。これは市町村の施策であるとは承知していますが、県において、各市町村とどのように対策を進めているのか現状をお伺いいたします。

久保寺住宅対策室長 空き家対策についての県の取り組みの状況ですが、空き家の抱える課題といたしますのは、防災、衛生、景観等、さまざまな分野にまたがりまますことから、県におきましては関係する16課室で構成する庁内連絡会議等を立ち上げるとともに、全市町村を集め、空き家対策市町村連絡協議会を立ち上げて、情報提供や技術的な助言、それから市町村間の連絡調整等を行っているところでございます。具体的には、空き家対策特別措置法で市町村は個々の空き家に対して指導等を行うことができることとされておりまして、お話にございました危険な空き家等につきましては、各市町村で、法律では特定空き家というふうに申しますけれども、特定空き家の認定をしまして、法律により勧告、命令、代執行といった手続ができることになっております。このため、県におきましても、市町村を支援するために、特定空き家の指導手順マニュアル等を作成し、また、市町村では特定空き家の審議をするための協議会を設置することができますが、その協議会への委員やオブザーバーとしての参加等も行っておりまして、支援をしているところでございます。

また、市町村におきましては、法律の中で、空き家等対策計画を策定し、地域の実情に応じた対策を講じることができることになっております。この点につきましてもその計画が早期にできるように支援をしているという状況でございます。

佐藤委員

ありがとうございました。総合計画の部門計画である社会資本整備重点計画において、進捗状況の数値が公表されたようですけれども、2019年度までに全市町村が策定を目指している空き家対策計画が16年度末で25%であるということで、あまり進んでいないのではないかと感じており、目標達成が可能なのか心配なのですが、御所見をお伺いいたします。

久保寺住宅対策室長 空き家対策の早期策定に当たりまして、まず実態調査をすることが重要と考えておりまして、これまでの実態調査マニュアルを提供したり、あるいは実態調査への補助制度を昨年より立ち上げておりまして、今、市町村を支援しているところでございます。また、調査が終了したところにつきましては、モデルとなる計画を策定し、提供させていただいたところでございまして、今年度に入りまして2市で策定が終わりまして、現在、9市で33%という進捗状況となっております。

今後、県で提供しましたモデル計画を活用して、連絡調整会議なども通じながら、市町村のほうで困っている点や課題になっている点もお聞きしながら、早期策定に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員

どの市町村におかれましても空き家対策は喫緊の課題だと思います。火事や地震といった部分で倒壊のおそれなどいろいろなことがありますので、そういう問題をクリアする。例えば、特に行政代執行となると、そこに至るまでの所有者確認、戸籍謄本での相続調査から始まり、全国どころか海外までという、この間も板橋区の取り組みがニュースで報道されましたけれども、相当数の事務量も発生するとお聞きしていますから、県ではこういうときこそ市町村に対して強いリーダーシップを発揮していただき、空き家対策に力を入れていただきたいと思います。いかがでしょう。

久保寺住宅対策室長 御指摘にございましたとおり、所有者が不明という空き家等も一定数存在するということが明らかとなってきたておりまして、本県でもこの課題の解決に当たりましては、相続ですとか法律関係の難しい点がいろいろございますので、国の法務局や民間の8団体にも要請をしまして、連絡調整会議に加わっていただいて、専門的な見地からいろいろ御指導・御助言をいただいております。今後、県といたしましても連絡調整会議等を通じまして、市町村の意見を聞きながらリーダーシップをとって、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員

ありがとうございました。ぜひ、相当な事務量もあるかもしれませんが、市町村で困っている部分がありましたら、リーダーシップを発揮していただいて、対応していただければと思います。ありがとうございました。

(新環状道路北部区間について)

次に、最後ですけれども、新環状道路の北部区間のことが本会議でも取り上げられました。北部区間のアクセス道路の整備についてお伺いをいたします。

甲府市の市民体育大会は9月に本大会、開会式を実施するのですけれども、公式テニスに限りましては、毎年、2週間前に開催されています。今年は8月20日だったのですが、前日の19日、甲府市が開府500年のカウントダウン500日というイベントを武田神社でやったのですが、それが終了した途端、ものすごい大雨になって、甲府市周辺は非常に大変なことになりました。

ところが翌日20日、実は私も公式テニスの部門の選手でありまして、地区の代表なのですが、家を出ようと思ったら、6時15分ぐらいに電話がありました。中止です、と。もう晴れていたのですが、緑が丘のテニスコートは従来からのクレートコートなのでぐちゃぐちゃなんです。今のオムニコートであれば、水はけがよくて、スムーズにプレーもできるんですけど。晴れたにもかかわらず中止ですという連絡があって、甲府市のテニス協会の役員である先輩からも、おまえは何をやっているんだ、と。早くテニスコートの改修にとりかかるよう行政にちゃんと言え、というお小言を実は三、四名の方から頂戴しました。

実はそれには幾つかの要因があると思っているのですけれども、緑が丘スポーツ公園のテニスコートは非常に古くて、今申し上げましたとおりクレートコートであります。甲府市議時代からお話をしてくれているのですが、改修できないかというお話を県にすると、緑が丘は市のほうに移管しているので、それは市の問題ですというお話。それを市のほうに聞くと、アクセス道路の工期、いつ着工かもわからないので、何もできない。つまり、テニスコートの改修ができない。ということは、いつまでたってもテ

ニスコートはオムニ化できないという話になってしまいます。そこで質問するのですが、アクセス道路の計画にはテニスコートのどこがかかっているのか。そして、移設補償等があるのかどうかお伺いしたいと思います。

丸山都市計画課長 新山梨環状道路の北部区間の緑が丘アクセスの道路につきまして、山の手通りから野球場の北側の道路までについては街路事業で整備しておりまして、そこから北側の北部区間までについては道路事業で整備しております。テニスコートは街路事業の区間でございます、事業の影響範囲といたしましては、一番東側のテニスコート1面がかかるような形になっております。当然、街路事業にかかりますので移転補償を行う予定でございます。

佐藤委員 中村議員の質問にも一部答弁がありました、逆に言いますと、新環状道路の北部区間のほうの進捗状況がわかりましたら教えていただければと思います。

飯野高速道路推進課長 このアクセス道路がつながります北部区間でございますが、現在、国によりまして、笛吹市の石和町広瀬から甲府市の桜井町までの約2キロ区間と甲斐市牛倉から宇津谷までの5キロ区間が事業化されているところでございます。このうち広瀬、桜井町側については、昨年度事業化されましてから国が地形測量、それから地質調査を行いまして、今年度は道路の設計に着手しております。

佐藤委員 道路の設計に入ると、着工して完成までに相当時間がかかりますよね。要するに、国の事業の北部区間、私たちから見ると、遅々として進まないというふうに思うわけです。設計段階とって、いつになったら着工するのかということになりますし、着工しても、街路事業のお話もありましたけれども、アクセス道路があって、テニスコートの部分と関連していますから、そういったことだといつになるかわからないということなのですけれども。できましたらという要望も含めてなのですけれども、そのアクセス道路について、アクセス道路としての機能、つまり北部区間へのアクセス機能以外にも早期にこれを拡幅して、先行して供用開始するのはどうかと思うんですね。付近の皆さんにとっては非常に利便性が高まると思いますので、そういったお考えはないかと思ひましてお伺いします。

丸山都市計画課長 街路事業の区間につきましては、今、用地取得を行っておりまして、今までに民有地部分につきましては約5割が買収済みでございます。それと、先ほどお話がありました緑が丘運動公園のテニスコート等があります市有地の部分につきましては、野球場などもあり、補償の対象が非常に大型になる大型補償ということと、公園の施設ということで、その利用調整も図らなければならないということで、今、甲府市のほうとは、その部分については平成32年度に補償に着手するというところで調整が進んでおります。その後、用地取得のほうが進みましたら、できるだけ早く工事に入っていきたいと考えております。

清水道路整備課長 先ほど説明があったとおりで、アクセス道路については街路事業と道路事業で整備しております。今の野球場の北側の市道から北部道路まで約1.5キロあるのです

けれども、それを道路事業で今、整備しております、その中にはトンネルがございます、野球場の北側の市道からトンネルまでの間の用地を先行して用地取得をしており、約7割の用地取得が完了している状況でございます。ただ、そのところは埋蔵文化財がありまして、現在、その用地取得が終わったところについては埋蔵文化財の発掘調査をしている状況でございます。

先ほど委員のほうからもございましたけれども、千代田湖へ向かう県道までの間800メートルを、先行して整備したいと考えています。

佐藤委員

ある意味、県の皆様のほうが進んでいるような感じがすると今思いました。遅々として進まない北部区間だけでも、道路、それから街路事業という形で着々と進めていただいているなと思いました。この話は雨で中止になったテニスから始まっているのですけれども、昨日、山梨市長選がありました、環状道路を使っていくとあっという間に山梨市に行ける。昔の国道は遅々として進まないような道路でしたが、今は非常に便利です。そういった利便性を考えながら、ぜひ早目に、中止になったテニス愛好家のためにもなるべく早く、いつかテニスコートが改修できるように御努力をお願いしたいと思います。回答は一応、部長に一言いただいでよろしいでしょうか。

垣下県土整備部長

今、御指摘のアクセス道路でございますけれども、もちろん環状へのアクセスというのが一つの大きな目的でございますが、まさに委員御指摘のように、地域の方が御利用される道路でもありますので、もう既に用地買収着手しておりますし、進めているところでございますので、道路としての整備は当然ながら、1日も早く完成できるように頑張りたいと思っております。また、北部区間そのもののほうについても、道路はネットワークになって初めて効果を発揮するものでございますので、国のほうにも強力に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

佐藤委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(避難路の沿道の建築物の耐震化について)

河西委員

避難路の沿道の建築物の耐震化についてお聞きしたいと思います。最近いろいろところで災害などが起きて大変憂慮しているわけですが、そんな状況を見ますと、避難路の確保は大変重要で、特に緊急自動車、消防車や救急車などの通行にも、避難路の確保は大変大事だと思います。しかし、その避難路に建物が倒壊して緊急自動車を通れないということもございます。県では、この沿道の建物の耐震化に向けて鋭意取り組んでいただいているということであり、平成31年3月までに耐震改修促進計画による診断結果を行政官庁に提出しなければならないのですけれども、今、県で取り組んでいる概要と、全国の状況もわかりましたらぜひお聞かせ願いたいと思います。

渡井建築住宅課長

今、委員のお話にありましたのは、平成25年の耐震改修促進法の一部改正に基づく制度になります。具体的に申し上げますと、県または市町村が避難路を指定すると、その避難路沿いにある老朽化した建物や高い建物など、道路を閉塞するおそれのある建物につきましては、まず所管行政庁において耐震診断を行わなければならない

ということが1点目。2点目は、それを所管行政庁である、本県で言いますと県または甲府市のほうに報告しなければならないということ。3点目は、所管行政庁はそれを公表しなければならないということ。このように義務行為が3つございます。

全国の状況ですけれども、現在までに15都府県が制度化して、避難路沿道の建築物の耐震化に努めております。また、年数が増すごとにふえているという状況でございます。

本県におきましては、平成25年の耐震改修促進法改正の翌年度の平成26年度に、25市町村が指定を行って、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

河西委員 全国で15都道府県ですか。約3割ぐらいということですよ。県でもいち早く取り組んでくださっているということでもありますけれども、この耐震診断の本県の進捗状況というのはどの程度になっているか、そのことをお聞きします。

渡井建築住宅課長 現在の進捗状況ですけれども、先ほど御説明しましたとおり、25市町村が指定を行っておりまして、件数も670件ほどでございます。現在までに全体の3割、約200件程度が診断を終了しています。残り470件につきましては、平成30年度末、31年の3月31日までに所管行政庁に報告するというので今、取り組んでいる最中でございます。

河西委員 残りが470ほどあるということですよ。その残りを進めていくため、県としてはどのような取り組みをしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

渡井建築住宅課長 県全体として耐震化に取り組む場合、県の計画に位置づけて、県が基本的に動くというのが一般的なのですが、本県では、避難路の確保については、やはり市町村の方が地域の実情に詳しく、また、大規模災害時においても、避難活動、消防活動、復旧活動等の中心的な役割を担うため、市町村が動くべきだろうということで御理解をいただいて、現在、市町村が中心になって動いております。ただ、31年の3月までということになりますと1年半しかないので、おくらしている市町村については戸別に訪問をして要請をしていきたいと考えておりますが、市町村からは、対象となる建物が住宅だけではなく、商店や、あるいは大規模なものもあるということで、建築職がないからうまく説明できないという話もよく聞きます。このため、県としましては、今後、出先事務所の建築職員を含めて、市町村と県職員一体となって戸別訪問で丁寧な説明等を行って進めていきたいと思っております。

河西委員 大震災や災害などはないにこしたことはないのですけれども、必ずまた大きいものが来るということも言われております。先ほど戸別訪問等もしながらしっかり指導していくというお話もありましたので、御指導を含めて、しっかりと県でも対応していただきたいということをお願いして終わります。

渡井建築住宅課長 肝に銘じて対応させていただきますが、やはり避難路沿道建築物につきましては、自分の命を守るということだけではなく、地域のために必要不可欠な行為ですので、基本的には市町村と一体となって、今、少しずつ全国的にも動きつつありますので、

最終的に避難路の確保が効果的にできるよう取り組んでいきたいと考えております。

(中部横断自動車道の長坂以北の進捗状況について)

浅川委員

山梨県全体の課題でもあります、中部横断自動車道の長坂以北について、私も平成5年ぐらいからずっとかかわってきたわけですし、長野県知事、山梨県知事がいる中で決議文を読み上げたりと、さまざまなことをしてきました。なかなか進展が見られない中、県議会も総力を挙げて国に陳情もしてきました。私も一般質問や代表質問で常に質問をしてきておりますが、なかなか進展が見られませんが、その辺について、現状はどのようになっているのかをお願いします。

飯野高速道路推進課長 中部横断自動車道の長坂以北について、一昨年4月に、長野県側が3キロメートル、それから山梨側が1キロメートルのルート帯が示されまして、現在、国におきましては、環境影響評価の実質的な開始となります、方法書の手続に入る一歩前段階と考えております。

浅川委員

環境影響評価が一番最初の部分だろうと思いますが、2年ぐらい前からこの評価に入るという話も聞いていたわけですが、地域の大多数の住民の皆様はぜひ一刻も早くということで、命の道ということで、観光協会、商工会、JＣのシニア等々も含めて、県に対してずっと働きかけをしているところでございます。環境への配慮、景観といったことで一部反対派もいることも承知しているわけですが、これまで県がこういった方々も含めて、地域の方々にどのような説明をしてきたのか教えてください。

飯野高速道路推進課長 これまでですが、北杜市や地元の関係者などと連携いたしまして、地域の住民の方との意見交換会などを開催したり、寄せられた意見等を早期の整備を望む声として発信をしたりしてまいりました。今おっしゃったように、いろいろな懸念とか不安をお持ちになる方々がいらっしゃいます。高速道路ができることによって、自分たちの環境がどうなるのかとか、あと、具体的な計画が一向に示されないまま年数だけがたち、将来をいろいろ展望する人たちや年をとられた方々の、先の見えない不安というものがとても大きいと感じております。こうした懸念や不安を取り除くため、県といたしましても、これまでコミュニケーション活動などを通じて取り組んできたところでございます。

浅川委員

県も必死に動いていることもよく承知しておりますが、先般、9月21日に、長野県が近隣町村の方々を集めて調整会議を行ったとお聞きしました。信濃毎日新聞には載っていましたが、山梨県の新聞には全然載っていませんでしたが、この辺は県としてはどのような対応をしておったのか教えていただけますか。

飯野高速道路推進課長 山梨県側は約10キロメートル、長野県側が約20キロメートルでございます、この長野県側の現在のルート帯の幅3キロメートルを、山梨県側と同じ1キロメートルの幅に絞り込むということで、この会議が招集・開催されたと聞いております。この会議におきましては、ルート帯の絞り込みにあわせて、インターチェンジの適当な位置について検討することも目的としたと伺っております。

浅川委員　　私も新聞を見て、ルート帯を1キロに狭めたということは承知しているわけですが、去年、長野県の南牧、川上、佐久、八千穂と、北杜市とで合同で住民説明会が開催され、私も参加させていただきました。特に長野県側では道路を一刻も早くつくって、新鮮な野菜を中京方面等々に届けるんだという地域の話もありました。南牧村というのは北杜市、清里等に近接しておりますので、気持ちとしては一緒でございますが、今回の会議の概要、それから今後この会議がどのように進んでいくのかは承知をしていますか。

飯野高速道路推進課長　長野県側で行われた今回の計画調整会議の内容として伺っていますのは、沿線地域からこれまで出されました意見を踏まえ、ルート帯の絞り込みとインターチェンジの位置、それらの取りまとめのための検討をこれからするという事で、その考え方が示されたということでございます。そのルートにつきましては、優良農地を避ける。それから、千曲川を渡らずに国道141号の西側を通る。そして主要施設へのアクセスということで、自然環境、土地利用に配慮した形なるべく国道141号に沿ったような形で走る。また、インターチェンジにつきましては、小海町、南牧村の海ノ口付近、野辺山付近の3カ所を基本とするということで方針が立てられたと聞いております。

浅川委員　　今回は長野県で会議を持ったということですが、道は1本ですから。国道141号に沿って幅1キロに絞り込むということですが、長野県はインターチェンジを3つつくるって言っていますよね。この新聞を見るとそんなことが書いてありますが、山梨県側との合同会議も設けなければいけないと思いますが、この辺はどうですか。

飯野高速道路推進課長　山梨県といたしましても、沿線自治体の方々、それから早期整備を望む地域の人たちの窓口となりまして、こういった方々の声を結集し、また、さまざまな御意見を持つ方々にも丁寧な対応を続けまして、合意形成をさらに深めるなどし、両県で協力して取り組んでいくということを目的とした山梨県と長野県両県による連絡調整会議の設置を今、進めておるところでございます。

浅川委員　　長野県と山梨県と合同の調整会議がきっちり決まらないと、環境影響評価に入っていけないということですよ。

飯野高速道路推進課長　連絡調整会議には、今後、環境影響評価に入った段階においてもいろいろな意見等が出されることも予想されます。そういったことへの対応ということも含めまして、両県合同で対応を考えていきたいと考えております。ですので、環境影響評価への着手というのは、このルート帯が絞り込まれる、もしくはインターチェンジの概略が決まるといった手続の延長線上にあるものと考えております。

浅川委員　　長野県も山梨県も含めての調整会議の設置が事業化に向けて大きな前進の一步だろうと思いますが、このことについて現状、県は調整会議を長野県と一緒に進めていくというふうに理解しておいてよろしいですか。

飯野高速道路推進課長 はい、そのような御理解でよろしいかと思ます。

浅川委員 最後に。中部横断自動車道については、長年の山梨県全体の課題でございます。これを一刻も早く、一歩でも前に進めるよう、部長の決断、それから気持ちをお聞きして質問を終わります。

垣下県土整備部長 この中部横断の長坂以北はもう言うまでもなく山梨県の最重要課題の一つでございます。そういう観点で1日も早く環境影響評価、そしてその後の事業化に向けて、最大限努力してまいるという決意でございますが、まさに委員御指摘のように、県境が間にあっても1本の道でございます。そういう意味では、今後まだ事業として息が長いものがございますので、しっかり長野県と山梨県の両県の間で連携をとりながら進めていきたいと思ます。長野県で始まっている国と長野県の調整会議が終われば、ある意味、計画の熟度が山梨と同じステージになる、つまり、長野県が私ども山梨県のほうに追いついてきたというステージになるかと思ますので、いよいよ本格的な環境影響評価着手に向けての環境が整うことになるだろうと私は理解しているところでございます。いよいよそのタイミングが近づいてきたということで、これから集中的に国等へも働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

浅川委員 ちょっと大きい問題の後で小さい問題、地域の問題ですが、私の地元、須玉町の大渡トンネル、それから須玉の鯨バイパス、それから白州武川の駒城橋について進捗状況を書面で結構ですから後で教えてください。要望して終わります。

(富士スバルラインのマイカー規制について)

前島委員 最後に2点ほど伺います。まず1点目は、富士スバルラインのマイカー規制の結果と課題について伺いたいと思ます。御承知のように、昨年よりも10日延長して、7月10日から9月10日まで63日間のマイカー規制を行い、バス運行に取り組まれているわけですが、その結果、バスの利用状況の台数や収入状況がどうなったのかにつきまして御説明をいただきたいと思ます。

清水道路整備課長 夏山期間のスバルライン、7月1日から9月10日の通行台数ですが、今年は4万8,700台ほどありました。昨年が5万8,200台ですので、比較してみますと9,500台余りの減という状況でございます。収入につきましても当然減っており、昨年と比べまして2,100万円余りの減というような状況になっています。

前島委員 利用台数が昨年に比べて減っているということと、それから、収入も減っているということが目指す方向にあるのかどうか。その点はどういう認識に立っているのか、そこを伺いたいと思ます。

清水道路整備課長 道路公社は当然、有料道路事業として経営していますので、目指す方向ではございませんけれども、環境問題、渋滞対策ということを考えれば、また、おもてなしという観光の部分も考慮しまして、そこら辺は企業努力で何とか補っていきたいと思



ています。

前島委員 あわせまして、5合目の駐車場の状況は、マイカー規制によって従来の駐車場の状況に比べてどのような変化があって、どのような評価ができるのか、その辺についても伺っておきたいと思います。

清水道路整備課長 5合目駐車場におきましては、マイカー規制期間中について渋滞は起こっていません。

前島委員 いろいろな試行を加えながらマイカー規制をやっているんだけど、来年以降、どういう運営方針や取り組みの課題を考えているか。そういう点についてもちょっと伺っておきたいと思います。

清水道路整備課長 当然、利用者の安全といった面も考えなければいけませんので、例えば、富士山噴火に対して避難するというようなときには渋滞がないほうがいいと思いますので、できるだけマイカー規制は続ける方向なのかなとは思いますが、委員御指摘のとおりで、収入減といったところもありますので、その辺は企業努力で。企業努力といたしても例えば渋滞が減りますと無料のシャトルバスを運営しなくていいとか、交通誘導員の配備数が少なくて済むというようなこともございますので、そういったところで経費の削減を行い、できるだけマイカー規制が有効に行われるよう考えていきたいと思っています。

前島委員 マイカー規制とそこから波及するいろいろな課題について私の所見をお話ししますが、この63日間でバス利用ということになりますと、富士山5合目へ登っていくのは団体層が主になっているのではないかと。団体層が主になっていくということは、言いかえれば外国人が主役になっていくと。日本人の登山志向はファミリー型で、団体型はもうなくなっている。外国から来る方はみんな団体でおいでになる。そういう人たちがやっぱり圧倒的にふえていく。今年あたりは、7対3以上の状況で外国の人たちがバス利用の主役をなしているんじゃないか。私の読みが間違っていたら御指摘をいただきたいと思いますが、それで、このシーズンに日本人観光客の方々が富士山5合目で非常に規制を受けている。日本人の団体客はあまりバスを利用しない傾向があって、外国人観光客が富士山に来てくださることは大変歓迎すべきことだけれども、一方で、マイカー規制されたばかりに、信仰の富士山、お山に来たいという日本人が行けないという場面も懸念されるけれども、そういう分析をしたことがありますか。そういう点をどう捉えていらっしゃるか聞いてみたいと思います。

清水道路整備課長 台数について、調べた結果がございませうけれども、海外からの方が日本人かという、そういう内訳はありませんのでよくわからないのですが、いわゆる観光バスというのは若干減っています。団体がもしかしたら減っている方向なのかもしれません。マイカー規制期間中、路線バスが17%ふえています。ということは、どちらかといえば路線バスで来るのは個人の登山客が多いのかなというふうに思いますので、団体というよりも個人、ある程度グループかもしれませんが、そういう形で登山さ

れるという方がふえているということではないかとは思っております。

前島委員 来年はそういう分析もしてみたらどうかと思うんですね。バスを利用している方々の外国人と日本人の比率がどうかというのはね、研究課題だと思うよ。ぜひ研究して、そういう面から、マイカー規制の再確認・再検討をしていく一つの材料にしてほしいと思っているのですが、どうでしょう。マイカー規制期間における利用者の動態をお調べになることがとても肝要ではないかと思うんだけど、その辺の調査をやってみたらどうかと思うので、いかがですか。

清水道路整備課長 そういう動態調査は観光部のほうでも実施しているかと思われまので、その数字をいただきながら、県土整備部でもマイカー規制とどのようなかかわりがあるのかというところを分析してみたいと思います。

前島委員 ぜひね、そういう調査をして。マイカー規制はメリット、デメリットを含めているいろいろな検討を加える必要があると私は思っているんで、効果と課題という点でぜひ調査をしてほしいと思います。

(甲府市の活性化について)

2点目について伺いたいと思うのですが、甲府の活性化。甲府市をいかに活性化していくかというところで、市街地の再開発事業に県も市も力を入れて取り組んでいただいているのですが、今進めている銀座ビルの進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

丸山都市計画課長 その事業は優良建築物等整備事業ということで、県、国、市から補助金を交付して実施しております、平成26年度から工事にかかりまして、本年度末には完成の見込みでございます。

前島委員 期待を込めて我々は見守っているのですけれども、開発の目的、整備に当たっての見込みについてお話をいただける範囲でお話しいただきたいと思います。

丸山都市計画課長 以前の建物は非常に老朽化が激しく、防犯や防災の面からも早急な対策が必要とされていた建物でございまして、それが今回の整備により、安全で快適な住居と店舗、それに1階部分につきましては、防災機能も兼ねたオープンスペースを持つ機能的なビルとして整備されますので、それにより、土地利用の共同化や高度化、防災対策の充実が図られるとともに、中心市街地の活性化への効果も期待されるというところでございます。

前島委員 最後に、再開発は持続的に取り組んでいってもらいたい課題ですけれども、これからさらに甲府市の中心街の開発についての構想的なものが、もし今、取り組もうとしている課題があったらお話をいただきたいのと、これから一層加速的な取り組みを期待したいと思っておりますが、所見を伺って質問を終わりたいと思います。

丸山都市計画課長 現在、再開発事業ということで、中心市街地で検討しているものは具体的にござ  
いませんが、今後また甲府市とも話をする中で、必要があればまたそういうものにつ  
いて補助等を行っていきたいと考えております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
  - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
  - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月中に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
  - ・ 閉会中の継続審査にかかる8月28日に実施した県内調査及び9月4日から6日に実施した県外調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 飯 島 修